

令和元年度末に退職される方の健康保険の手続について

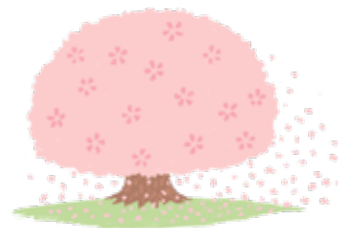
組合員資格喪失手続のご案内



**今までお持ちの組合員証・被扶養者証は、
必ず所属所に返却してください。**

令和元年度末に退職される方※（4月1日付けの人事異動により都共済・他共済へ転出し、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を喪失する方を含みます。）は、令和2年4月1日以降、今までお持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなりますので、必ず所属所に返却してください。4月1日以降、医療機関など（病院、薬局等）で受診される場合は、窓口で新しい健康保険組合の保険証を提示してください。

なお、誤って公立学校共済組合東京支部の組合員証等を使用されま
すと、当共済組合が負担した、医療費の7割（一部8割または9割）分と附
加金等の給付金を全額返還していただきますので、ご注意ください。



※退職後、**再任用フルタイム勤務**をする方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので、**所属所への組合員証等の返却は不要です**。引き続き、今までお持ちの組合員証や被扶養者証を医療機関等の窓口にご提示ください。

問合せ先	▶ 資格喪失について	給付貸付課資格担当	☎03-5320-6826
	▶ 医療費の返還請求について	給付貸付課短期給付担当	☎03-5320-6827